

よみがえる

平山

シルクロード

郁夫展

「パルミラ遺跡に行く・夜」

世界の息吹を伝えた平山郁夫

シルクロードをテーマに描いた日本画家として知られる「平山郁夫」。今回の特別展では、晩年の大作「大シルクロード・シリーズ」をはじめとする絵画作品と合わせて、夫人とともに収集したガンダーラの仏像や銀製品など、貴重なシルクロードコレクションも紹介します。平山郁夫が思いをさせた壮大な時空を、ぜひ、感じてください。◎問い合わせ 市立美術館 ☎25-11447

1930年に広島県で生まれた平山郁夫は、東京美術学校（現在の東京芸術大学美術学部）に入学し、日本画家前田青邨に師事。卒業後は、仏教を主題とした作品で画壇の注目を集めました。東西文明の道「シルクロード」を生涯のテーマとして描き続けた平山は、ヨーロッパから中近東、中央アジア、インド、中国など、世界中を150回以上も旅し、現地の風景や生活を描いた数々の大作を発表しました。

また、自らの被爆体験を元に「文化による平和」を訴え、中国・敦煌



「円形切子碗」5～7世紀 イラン



仏伝浮彫「誕生・灌水」2～3世紀 パキスタン

やアフガニスタン・バミヤン石窟など、世界の文化財保護活動に尽力しました。平山が唱えた「文化財赤十字構想」は、危機にひんした世界中の文化遺産や文化財を保存・修復し、次世代に伝えようとするもので、今も世界中の人々がその姿勢に共感しています。

特別展概要

【会期】 10月20日(土)～12月2日(日)

※月曜日は休館

【入場料】

一般800円(600円)

高校・大学生600円(400円)

中学生以下無料

※(一)は20人以上の団体や前売りなどの割引料金。11月3日(土)の文化の日の入場料無料。

関連無料イベント

特別スライドトーク

平山郁夫の生きざまを、大塚裕一さん(平山郁夫シルクロード美術館学芸室長)が講演します。

●日時 11月18日(日) 14時～

●場所 コミュニティセンター

●定員 30人(要申し込み)

※その他の関連イベントなど詳しくは、特別展の特設サイトで確認ください



「仏陀坐像」2～3世紀 パキスタン

鉄砲伝来と薩摩筒

16世紀に種子島に伝来し、全国へ急速に広まった「鉄砲」。江戸時代に、鹿児島藩では「薩摩筒」といわれる独自の形態の鉄砲が作られました。今回の特別展では、全国各地の鉄砲と比較しながら薩摩筒を展示。銃砲製造の歴史の変遷を踏まえながら、江戸時代における薩摩筒の実態に迫ります。

◎問い合わせ 都城島津邸 ☎23-2116

薩摩筒とは

伝来以後、戦国時代の合戦の戦法が大きく変わり、天下を統一する織田・豊臣政権の幕開けに大きな影響を与えた鉄砲。鹿児島藩では独自の形態に変化しました。特に、発火装置部に施された装飾は、他地域の鉄砲には見られない特徴です。

薩摩筒は、国内に現存する数が非常に少ないため、その実態が分かりませんでした。しかし、都城島津家に薩摩筒とその帳簿がまとまって伝来していたことから、今後、鹿児島藩での銃砲の生産や普及を解明できる重要な史料として、非常に高い関心を集めています。

主な展示資料

〔洛中洛外図（国重要文化財、林原美術館所蔵）〕

京の様子が描かれた江戸時代初期の屏風。鉄砲を赤い袋に入れて担ぐ人々の姿も描かれています。

〔立花文書：刀狩令（国重要文化財、立花家史料館所蔵・柳川古文書館寄託）〕

豊臣秀吉の朱印を押して柳川（現在の福岡県柳川市）の立花家へ出された文書。豊臣政権が、刀だけでなく鉄砲も含めた武器全般に対して、規制を強めようとしていたことが分かります。

特別展概要

〔会期〕

10月13日（土）～11月25日（日）

※月曜日は休館

〔入場料〕

一般400円（300円）

高校・大学生300円（200円）

中学生以下無料

※（ ）は20人以上の団体料金。

本宅は、別途100円（小学生以上）

関連イベント

無料講演会

対馬による鳥銃と高麗人参の密貿易について、村井章介さん（立正大学文学部教授・東京大学名誉教授）が講演します。

●日時 10月20日（土）

13時30分～

●場所 総合文化ホール

〔洛中洛外図〕

〔先込式火縄銃（薩摩筒）〕

第13回 都城市市民意識調査

ふれあいアンケート結果

市では、市民の皆さんの意見を市政に反映させるため、6月に「都城市市民意識調査（ふれあいアンケート）」を実施しました。調査に協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

今回は、満18歳以上の約12万人の市民の皆さんの中から無作為に選んだ3,000人を対象に、本市の住みやすさや本市の取り組み、都城志布志道路、健康づくり、災害への備え、市政に対する意見などについて調査を行いました。

回答者は1,124人（男性481人、女性612人、無回答31人）で、回答率は37%でした。なお、詳細な結果は、市のホームページで紹介します。 ◎問い合わせ 秘書広報課 ☎23-3174

◆男女別回答者数

性 別	回答者	比 率
男 性	481人	42.8%
女 性	612人	54.4%
無回答	31人	2.8%
計	1,124人	100.0%

◆年代別回答者数

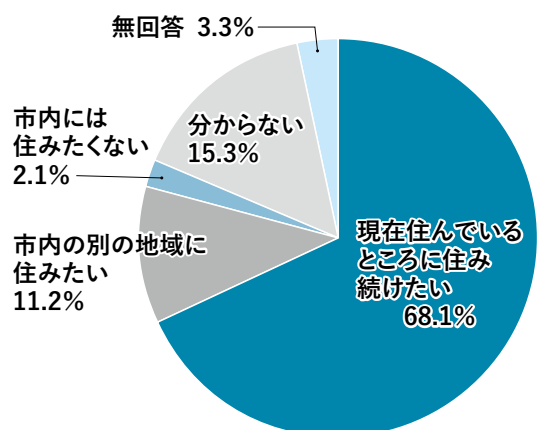
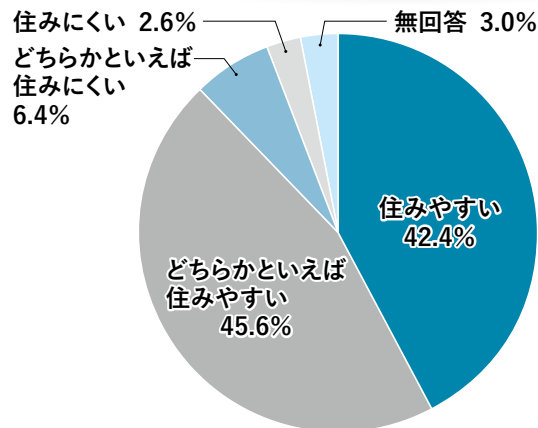
年 代	回答者	比 率
10代	13人	1.1%
20代	82人	7.3%
30代	119人	10.6%
40代	158人	14.1%
50代	174人	15.5%
60代	319人	28.4%
70代以上	231人	20.5%
無回答	28人	2.5%
計	1,124人	100.0%

◆地区別回答者数

地 区	回答者	比 率
姫 城	60人	5.3%
小松原	86人	7.7%
妻ヶ丘	138人	12.3%
祝 吉	132人	11.7%
五十市	110人	9.8%
横 市	91人	8.1%
沖 水	96人	8.5%
志和池	43人	3.8%
庄 内	55人	4.9%
西 岳	18人	1.6%
中 郷	58人	5.2%
山之口	37人	3.3%
高 城	66人	5.9%
山 田	50人	4.4%
高 崎	58人	5.2%
無回答	26人	2.3%
合 計	1,124人	100.0%

◎解説
本市の住みやすさについては、約9割の人が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と感じています。逆になぜ少ないのかは10代の85%を超えています。各年代とも85%を超えており、都城市を住みやすいと感じている人が多いことが分かります。

◎解説
これから住み続けたいかについては、約8割の人が「現在住んでいるところに住み続けたい」「市内の別の地域に住みたい」と回答しています。これからは70代以上の90%が「現在住んでいるところに住み続けたい」「市内の別の地域に住みたい」と考えており、次いで60代、50代が高い数値です。年代が上がるにつれ、住み続けたいと感じている人が多い傾向にあります。



今の都城市を住みやすいと感じていますか。



これからも都城市に住み続けたいですか。

都城市の住みやすさ



市の取り組みへの考え

「そう思う」・「ややそう思う」上位6項目

安心・安全な水が提供されている



安全・適切な医療機関が身近にある



消防救急体制が充実している



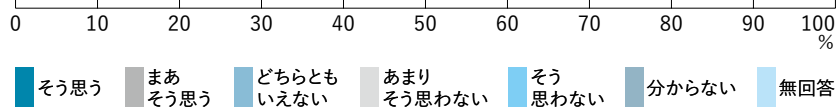
ぼんちくんへ親しみや愛着を感じている



適切な汚水処理がされている



公園・広場が整備されている



◎解説

本年度から、市の施策などの方針の指標として活用することを目的に、経年で調査する項目を26問設定しました。

今回調査した26項目については継続して調査を行い、市の施策や取り組みによる効果が分かるよう、今後、

経年で比較できる形で調査結果をお知らせします。

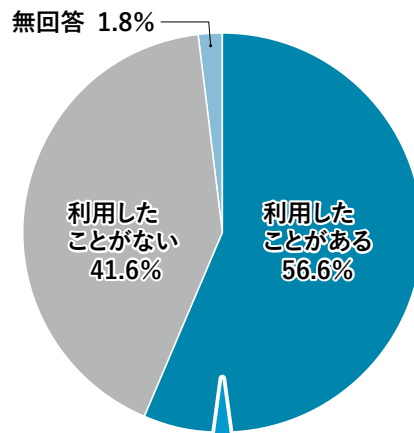
今回は、「そう思う」「まあそう思う」の合計の上位6項目を紹介しています。

安全な水の提供や身近な医療機関、消防救急体制への満足度が5割を超えています。

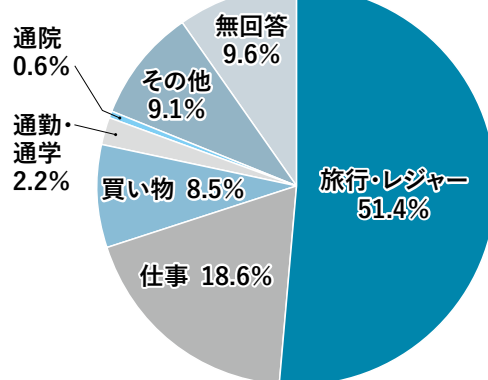
都城志布志道路



開通した一部区間を利用したことがありますか。



利用した主な理由



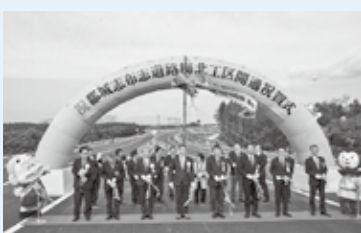
◎解説

現在整備が進められている地域高規格道路「都城志布志道路」について、早期全線開通に向けた取り組みの参考にするため、一部開通区間の利用状況や利用目的について調査を行いました。

一部開通区間の利用状況については、57割の人が「利用したことがある」と回答。利用した主な理由については、「旅行・レジャー」で利用した人が最も多く51.4%となっています。

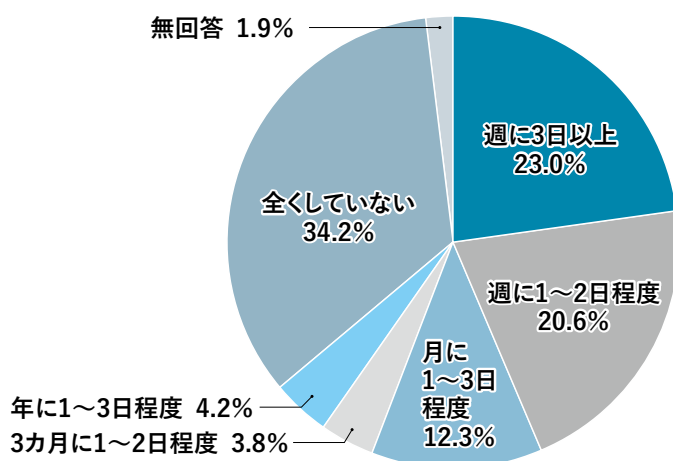
防災の道、経済の道、医療の道としての役割を担う本道路。全区間無料で通行できるため、観光やレジャーに便利です。

市は、早期全線開通に向けて、沿線の市など連携し、今後取り組みを強化していきます。





健康や楽しみなどのために、運動・スポーツを行っていますか。

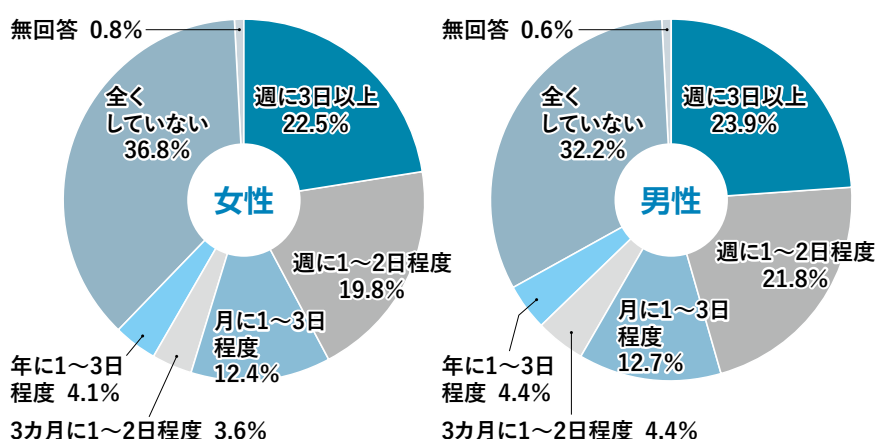


◎解説

運動やスポーツをどれくらいの頻度で行っているか調査したところ、「週に3日以上」が23割、「週に1～2日」が21割と、4割以上の人が週に1日以上は運動やスポーツに取り組んでいることが分かりました。逆に、34割の人は「全くしていない」

と回答しています。

男女別に見ると、週に1日以上運動していると回答した男性は46割、女性が42割となっています。逆に、「全くしていない」と回答した男性は32割、女性が37割となっていて、男性より女性の運動参加率が低いことが分かります。

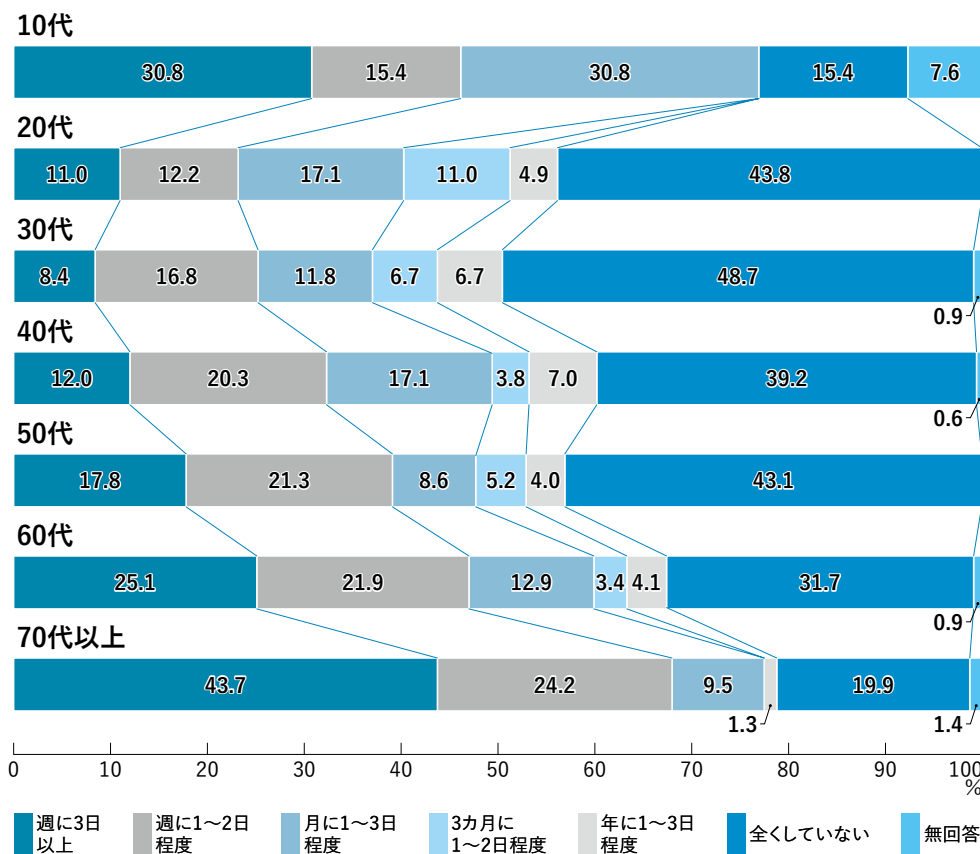


年代別

◎解説

年代別に見ると、「週に3日以上」と回答したのは70代以上が最も多く44割、次いで10代が31割で、「全くしていない」と回答したのは30代が

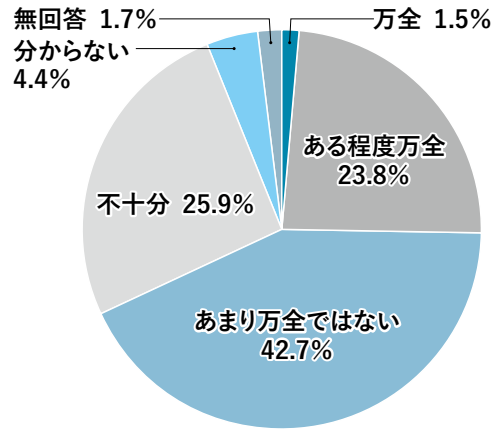
49割と最も多く、次いで20代が44割、50代が43割となっています。20～30代の若い世代の運動不足が懸念されます。



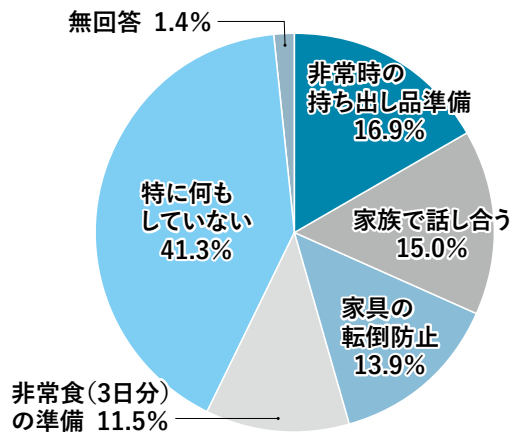


災害への備え

Q 台風や地震などの災害に対するあなたの防災対策は万全だと思いますか。



Q 災害に対してどのような準備をしていますか。



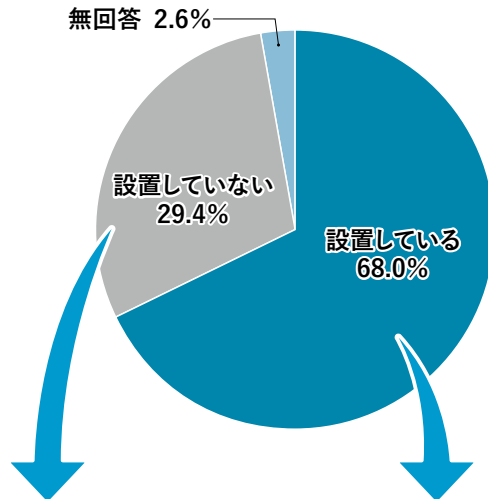
◎解説

自然災害はいつどこで発生するかわかりません。防災対策への意識と備えについて調査を行いました。防災対策については、「万全」が2割、「ある程度万全」が24割となっていて、逆に、「あまり万全でない」が43割、「不十分」が26割と、備えが十分でないと感じている人が約7割となっています。

常時の持ち出し品準備」が17割と最も多く、次いで「家族で話し合う」が15割、「家具の転倒防止」が14割、「非常食(3日分)の準備」が12割となり、約6割の人が防災対策をしていました。逆に、「特に何もしていない」と回答した人が41割にも上りました。防災は、日ごろから意識することが大切です。万が一に備え、防災対策を行いましょう。

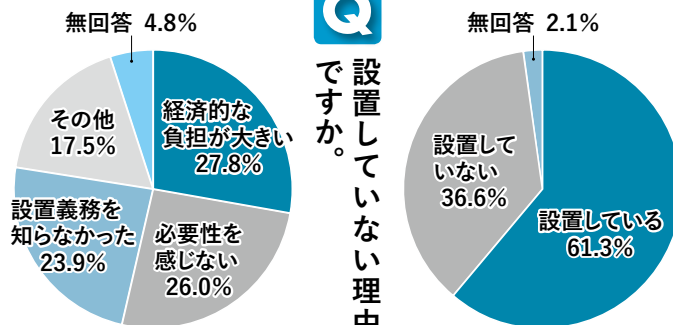
住宅用火災警報器

Q 住宅用火災警報器を設置していますか。



Q 全ての寝室(2階以上の住宅は階段も含む)に設置していますか。

Q 設置していない理由は何ですか。



◎解説

消防法の規定で設置が義務付けられている、住宅用火災警報器の設置状況について調査しました。警報器を「設置している」が68割で、そのうち61割の人が全ての寝室に設置をしていました。逆に、「設置していない」との回答は29割で、設置していない理由については、「経済的な負担が大きい」と回答した人が28割と最も多くなっています。また、設置してから10年を目安に交換が必要であることを知っているかという質問については、「知っている」が39割となりました。

市では、住宅用火災警報器の購入費用の一部を助成しています。



入ってよかった自治公民館♪ やってよかった自治公民館活動♪



仕事や子育て、家事などに追われ、おろそかになりがち近所付き合い。しかし、近年では、子どもや高齢者の見守り、大規模災害時の協力など、近隣住民同士の助け合いの重要性が見直されています。

日ごろの「顔の見える付き合い」を通して「絆」を深め、互いに支え合い、助け合いながら、安全・安心で暮らしやすい地域をつくるのが自治公民館の活動です。あなたも、もしものときに力を発揮する自治公民館に参加してみませんか。

◎問い合わせ コミュニティ文化課 ☎23-7146

重要性高まる自治公民館活動

市内には、自治公民館が303館あり、地域が抱える課題の解決に向けて、住民同士で話し合いを重ねながら活動しています。

自治公民館長を中心に、青・壮年部や女性部、子ども会育成会、高齢者クラブなどが連携。防災・防犯や、環境美化、健康福祉、社会教育、伝統・文化、地域住民の親睦・交流など、地域の実情に即した活動を行っています。

●安全・安心な地域づくり活動

防犯灯の設置や維持管理、自主防災組織の運営、危険箇所の確認などを通して、地域の安全を守っています。

●地域の宝「子ども」を守る活動

子どもたちを犯罪や事故から未然に守るため、登下校時の見守り活動や巡回パトロールなどを行っています。



●快適で住みよい地域づくり活動

地域の公園や道路の草刈りなどの美化活動、ごみ収集場の維持管理などを行うことで、快適で住みよい環境を維持しています。



●地域住民のふれあいの場づくり

六月灯や十五夜、おねっこなどの伝統行事、運動会、レクリエーション活動を通して、地域住民に触れ合いの場を提供しています。

●高齢者の見守りや健康づくり活動

一人暮らしの高齢者を見守る活動やこけいからだづくり講座を開催することで、高齢者の生活をサポートしています。



●伝統文化の継承活動

地域に伝わる俵踊りや、奴踊りなどの民俗芸能の伝承活動を行っている自治公民館もあります。

●行政機関などのパイプ役

地域の課題について、必要に応じて市役所や交番などにつなぎ、解決を図ります。

やりがいと充実感を味わいながら 活動に取り組んでいます

下郡元自治公民館は、現在47
5世帯が加入しています。自治公
民館加入促進条例が制定されて以
降、幼稚園や保育園などが加入す
るなど、地域が一体となったまち
づくりを進めています。

本公民館の特徴の一つに、組織
内の各部会の連携があります。「明
るい花のまち 住みよい環境のま
ち」をキャッチフレーズに取り組
んでいる花の植栽事業では、子ど
も会育成会や壮年会、花いっぱい
推進高齢者の会が連携。地域の人
たちが協力し、サルビア100鉢
を2カ月間楽しみながら育て、9
月上旬から公民館を彩っていま
す。

公民館活動は、始めのうちは敷

居が高く、

面倒に感じ

るかも知れ

ません。し

かし、加入

して、活動

に参加する

ことで、地

域を知り、

地域の人と

交流すること

ができます。

そして、

触れ合いなが

ら何かをやり

遂げた

ときは、何も

ものにも代え

難い充実

した気持ちに

なれます。

困りごとの

解決や、災害

時の助け

合いも日ごろ

の付き合いが

あつてこそ。

まずは参加

して、できる

ことから始め



下郡元自治公民館館長
市自治公民館連絡協議会会長
永田 優さん

「都城市自治公民館加入及び 活動参加を促進する条例」を 制定しました

市では、自治公民館への加入と活
動参加を促し、地域住民同士が支え
合い、助け合いながら、健やかに生
活できる住みよいまちをつくるた
め、市民や行政機関などの役割を明
確にした「都城市自治公民館加入及
び活動参加を促進する条例」を平成
29年12月に制定しました。

●地域住民の役割

地域住民は、地域の一員であるこ
とを自覚し、安全・安心で快適に暮
らすため、自治公民館が担う重要な
役割を認識し、自治公民館への加入
とその活動に参加するよう努めるも
のとしています。

なお、この条例の基本理念では、
「加入」と「活動参加」について、
多様な価値観と自主性が最大限に尊
重されることとしています。

●事業者の役割

各事業者は、所在する地域の自治
公民館活動に参加・協力するよう努
め、また、従業員の自治公民館加入
や活動参加の配慮に努めるものとし
ています。

さらに、住宅の販売や賃貸などを
行う事業者は、入居しようとする人

に対して、加入啓発情報を提供する
よう努めるものとしています。

あなたの力が求められています

地域には、さまざま
な経験や知識、能力を
持った人たちがいま
す。そのような人た
ちが話し合い、互いに
協力することで、地域
が抱える課題を解決
することができます。



●まずは、参加してみませんか

地域の「絆」づくりの第一歩は、
地域の活動に参加すること。自分
たちで、安全・安心で住みよいまち
をつくるため、自治公民館活動に参
加してみましよう。

●加入は簡単。相談ください

最寄りの自治公民館長や班長に相
談するか、コミュニティ文化課や居
住地の地区公民館、
都城市自治公民館連
絡協議会事務局に問
い合わせください。

☎ コミュニティ文化課

☎ 23-7146

☎ 25-7170
都城市自治公民館連絡協議会事務局



地区公民館の情報

都城市環境まつり

●日時 10月27日(土) 9時20分～15時30分
●場所 都城市リサイクルプラザ「さいせい館」(下水流町)



「ごみ分別でごみ減量」をテーマに、環境についての展示や体験コーナー、リサイクル品の抽選販売など、内容盛りだくさんのイベントを開催。家族そろって来場ください。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

体験コーナー

太陽光で動くおもちゃや、牛乳パックのスコップなどを作り、楽しみながら環境について学びます。

「ソーラーバット親子製作教室」

- 時間 ①10時～、②13時～
- 対象・定員 小学生の親子・各25組
- 費用 500円 ※事前申し込み順

「その他無料の体験」

- オリジナルペーパースコップを作ろう
- スライム作りなどの環境教室



配布・交換・回収コーナー

空き缶とドレスタオルの交換や、苗木の無料配布などを行います。小型家電も回収します。

- アルミ缶

(指定ごみ袋・大1袋分)をドレスタオル1枚に交換

●霧島酒造(株)の焼酎パック(5枚)をトイレットペーパー(1個)に交換

※1家族20個まで

- 手作り堆肥や苗木の無料配布
- 小型家電の回収(25センチ×10センチ未満)など



その他のコーナー

市内の小学生による環境啓発の絵画の展示のほか、くじ引きや射的、輪投げなどを楽しめるコーナーがあります。また、おもちゃの修理、飲食物の販売などもあります。

「環境美化の日」絵画や「下水道の日」ポスター展示

- 楽しいゲームコーナー
- おもちゃの病院(無料)
- メンチカツ

やサイコロステーキ、ソフトクリームなどの飲食店コーナー

- ステージイベントなど



会場案内図



リサイクル品の抽選販売

家庭で不用になった家具や自転車を再生し、抽選販売します。

- 販売品目 家具類全般、自転車(子ども用含む)、生活雑貨

※詳しくは市ホームページを確認ください。なお、配達はありません

- 応募資格 市内または近隣に住む18歳以上の

●応募方法 さいせい館事務所で、応募用紙に必要事項を記入し応募箱へ投函

※電話やファクスでの申し込みはできません。家具と自転車は、1人当たり各1点のみ(重複無効)

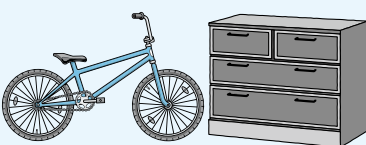
- 応募期間 環境まつり当日の正午まで

※さいせい館の休館は、10月2日(火)・9日(火)・16日(火)・21日(日)・23日(火)

●抽選方法 まつり当日の14時ごろから、会場で抽選発表

※発表時に会場にいない場合は、当選無効。応募半券があれば代理でも可

◎問い合わせ さいせい館 ☎36-3900



ガラポンくじ引き券
切り取って、当日会場に持参ください

平成31年度4月

保育所(園)・認定こども園・幼稚園の

入所申し込みが始まります



保育所(園)など一覧
オンライン入所申請

平成31年度の保育所(園)や認定こども園、幼稚園の入所・入園申し込みが始まります。

施設によって申し込み先が異なりますので、入所手続きの流れを確認して期間内に手続きください。

◎問い合わせ

保育課 ☎23-4894

認定の区分と入所手続きの流れ

就労、求職、妊娠や出産、疾病、障がい、介護、就学など保育を必要とする事由

該当しない

該当する

年齢

3歳未満

3歳以上

年齢

3歳以上

3歳未満

教育を希望

する

しない

必要に応じて、一時預かりなどのサービス利用可
【認定外】

【1号認定】
幼稚園
認定こども園

【2号・3号認定】
保育所(園)
認定こども園

施設へ申し込み

市または施設へ
申し込み

施設から入園の
決定

利用者の希望と
施設の状況により、
市が利用施設を決定



施設を利用するには
「認定」が必要です

保育所(園)などを利用する際には市の「認定」を受ける必要があります。認定は年齢や保育の必要性に応じて、1～3号認定までの3つの区分があり、区分に応じて利用できる施設が決まります。

施設の特徴と利用できる人

【幼稚園】

満3歳以上の子どもを対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるための「幼児教育」を行う施設で、1号認定を受けた人が利用できます。

【保育所(園)】

就労などにより家庭で保育をできない保護者に代わって「保育」を行う施設です。2号認定(3歳以上)、3号認定(3歳未満)を受けた人が利用できます。

【認定こども園】

保育と教育を一体的に行う施設で、「幼稚園型」「保育所型」「幼保連携型」などの種類があり、認定区分に応じた利用ができます。

※平成31年度保育所・認定こども園・幼稚園の一覧は、

市ホームページで確認ください



申し込み手続き

【幼稚園・認定こども園(1号認定)】

入園申し込みは、希望する園で直接手続きください。

【保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定)】

●受付期間

11月1日(木)～12月17日(月)

※この期間以降も、随時受け付けますが、期間内に申し込んだ人を優先します。随時受け付けの期限は、平成31年3月1日(金)まで

●申請書の配布

10月16日(火)～

●申請書の配布・受け付け場所

入所を希望する保育所(園)や認定こども園、保育課、各総合支所市民生活課です。ただし、各総合支所市民生活課は、申請書の配布のみ

【新規入所説明会】

●日時 10月25日(木) 10時30分～

●場所 まちなか交流センター
(Maimai内) 2階多目的室

オンライン入所申請

保育所(園)などのオンライン入所申請(子育てワンストップサービス)も利用できます。詳しくは、市ホームページで確認ください。

子どもたちの良き先輩

ジュニア・リーダー

中学生や高校生が、経験を生かしさまざまな企画やイベントを考え、子ども会活動などをサポートするジュニア・リーダー。今回は、ジュニア・リーダーの活動について紹介します。

◎問い合わせ 生涯学習課 ☎23 9545

ジュニア・リーダーとは

ジュニア・リーダーは、市内の子ども会に参加して、子どもたちの良き相談相手や話し相手になったり、子どもたちと一緒に活動の計画を立てたりしながら、レクリエーションの実技指導などを行います。



ジュニア・リーダークラブ 薄公英

同クラブでは、現在13人のメンバーが活動していて、市内の子ども会活動をサポートしています。

メンバーは、市内の子ども会の要請に応じて、レクリエーションの進め方などを指導。また、県ジュニア・リーダー研修大会などに参加し、リーダーとしての指導技術を学んでいます。

未来のジュニア・リーダーを育てる ジュニア・リーダー教室

市では、市内の小学6年生、中学3年生を対象に、講座やキャンプなどの活動を通して、ジュニア・リーダーとしての心得を学ぶ教室を毎年開催しています。



詳しくは、生涯学習課に問い合わせください。

子どもによる、子どものための

子どもフェスティバル

市内の小学5・6年生が実行委員

となつて、企画から当日の運営まで行うイベントです。ジュニア・リーダーは、実行委員をサポートします。

●日時 10月14日(日) 10時～15時

※お化け屋敷と手作りコーナーの整理券、午前分を9時50分から、午後分を12時40分から配布

●場所 中央公民館

●内容

- ・廃校を舞台にしたお化け屋敷
- ・ボウリングや的当て、輪投げなどのミニゲームコーナー
- ・アクセサリー作りなどの手作りコ



ーナー

- ・ぼんちくんの作者「みやこのジョー」さんによる似顔絵コーナー
- ・飲食店コーナーなど



インタビュー



憧れの ジュニア・リーダー

ジュニア・リーダー
(西中学校3年)
お ば ま
小 濱 ユキナ さん

私がジュニア・リーダーになろうと思ったきっかけは、地区の子ども会のレクリエーション指導に先輩ジュニア・リーダーが来てくれたことです。私はもともと、人前に出ることが苦手でしたが、みんなをまとめる姿に強く憧れました。

今では、ジュニア・リーダーとして3年目を迎え、小学生の子どもたちの意見を尊重し、どのようにサポートすればよいのか考えながら活動しています。

今度は、私自身が子どもたちの憧れの存在になれるように頑張りたいです。

事業主の皆さんへ

従業員の個人住民税は 特別徴収で納入ください

市と県では、事業主が毎月従業員に支払う給与から、個人住民税（市民税・県民税）を天引きで納入する、特別徴収を推進しています。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-2123

個人住民税の特別徴収

所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税を毎月支払う給与から天引きして、事業主が従業員に代わって納入する制度です。

事業主は特別徴収義務者

市は、給与支払い者である事業主を、特別徴収義務者として指定。会社などで働く従業員（納税義務者）が公平に納税できるよう、特別徴収を推進しています。

また、市は毎年5月末までに「特別徴収税額決定通知書」で税額を事業主に通知。事業主は、給与から天引きした個人住民税を、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入します。

※税額は、前年の所得などを基に住所地の市町村が算出

特別徴収の対象

前年中に給与の支払いを受けていて、4月1日現在、引き続き給与の支払いを受けている従業員が、特別徴収の対象者です。ただし、給与の支払いが不定期であるなどの理由がある場合は、従業員本人が納入する普通徴収で納めることができます。

特別徴収のメリット

納税義務者には、次のメリットがあります。

- ・一年分の税額を毎月12回に分けて納入するので、1回当たりの負担が少ない
- ・毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがない
- ・納税のために、金融機関などに出向く手間が省ける

※詳しくは、市ホームページで確認ください



電子申告 **eLTAX** も利用ください!

市では、個人住民税の給与支払報告書や特別徴収などに関する手続きについて、地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用した申請を受け付けています。ぜひ、利用ください。

窓口での手続き不要!

申告書を持参・郵送しなくても、自宅や職場で簡単に申告できます。

また、利用時間は8時30分～24時ですので、市役所の閉庁時でも、時間を気にせず利用できます。

※土・日曜日や祝日、年末年始を除く

作業時間の大幅な短縮!

市販のeLTAX対応税務・会計ソフトを利用することで、申告などに係る時間が大幅に短縮します。

また、複数の地方公共団体に提出義務のある給与支払報告書を、一括して提出できます。

詳しくは、eLTAXホームページで確認ください。 <http://www.eltax.jp/>

※スマートフォンや携帯電話からも利用できますが、利用届出などの手続きや問い合わせフォーム、アンケートの利用はできません

問い合わせ

エルタックスヘルプデスク ☎0570-081459

【つながらない場合 ☎03-5500-7010】

※受け付け時間は、9時～17時（土・日曜日や祝日、年末年始を除く）

